

紛争解決条項のヒント

準拠法条項と仲裁条項に関する契約交渉（4）

第〇〇条 準拠法

この契約は日本法に準拠し、解釈されるものとする。

第〇〇条 紛争解決

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。仲裁手続は日本語によって行なう。

今月号も引き続き、準拠法条項と仲裁条項に関する契約交渉についての説明です。これまで紛争解決手続では、①準拠法、②仲裁機関、③仲裁地、④言語が主要な要素であり、これらに優先順位を付けて交渉すること、利用しようとする仲裁規則について、別段の合意をしない限り適用される定め（デフォルト・ルール）が自社に有利か否かについて事前に調べておくことを説明しました。

今月号では、③の仲裁地の決定に関する相手方との交渉について考えます。仲裁地の仲裁法が仲裁を規律することになるほか、通常、審問場所すなわち証人尋問等が行われる地になるため、日本企業にとって日本を仲裁地とすることが利便性の点で優れていると思われます。しかし、相手方の外国企業としては当該外国を仲裁地とすることを主張してくるので、それにどのように対処するかを考える必要があります。

まず、相手方の交渉ポジションが高く、交渉しても仲裁地が外国にされそうな場合には、仲裁地については交渉せず、仲裁条項では仲裁地に言及しないという戦術が考えられます。仲裁条項に仲裁地の定めがない場合には、指定した仲裁機関の仲裁規則に定めがあればそれによって決まります。仲裁規則の多くは仲裁機関や仲裁廷が決めると規定をしている規則が多いので、日本を仲裁地にできる可能性が残ります。ちなみに、JCAAの商事仲裁規則による旨定めている場合には、同規則により、申立人が仲裁申立書を提出したJCAAの事務所の所在地が仲裁地となります¹⁾。

相手方の外国企業との間で仲裁地をめぐる交渉が可能な場合には、安易に譲歩すべきではありません。日本は、相手方の立場からみても、決して不利な地ではないことを主張すべきです。日本は安定した政治・経済体制のもと、法の支配が確立しています。仲裁判断の執行や取消しになどにおいて関与する日本の裁判所信頼性が高く、外国企業だからといって不利になるようなことはありません²⁾。このようなことは当たり前だと思うかもしれませんが、一定の国のみが備えている法的インフラです。

JCAAの商事仲裁規則は国際標準に則り、異なる法文化の当事者・弁護士・仲裁人の間で仲裁の進め方について異なる前提理解からの齟齬が生じないように、きめ細かく手続事項を定めていますので、安心して手続を進めることができます。JCAAの仲裁においては、仲裁廷を構成する仲裁人の約半数は外国人であり、実は仲裁はどこで行っても国際的な雰囲気の中で進められていきます。また、日本には国際仲裁のための施設として日本国際紛争解決センター（JIDRC）があります³⁾。JIDRCは、2018年に設立された機関で、内外の仲裁機関・調停機関が仲裁や調停の手続を行うための施設を東京と大阪に用意し合理的な料金で提供しており、同時通訳やウェブ審問にも対応する最新の設備を持っています。これらの点を相手方の外国企業に説明をされてはいかがでしょうか。

最後に、日本は外国人の方からみても魅力的な観光地です。以前、フランス人弁護士から、アフリカ企業と仲裁地について交渉するとき、「仲裁になったらパリに来られるよ」というのが、相手企業の担当者への殺し文句だという話を聞いたことがあります。交渉の合間の雑談で日本の魅力を大いにPRし、仲裁地の交渉の際には、「仲裁になったら日本に来られるよ」とおっしゃってみられてはいかがでしょうか。

1) 商事仲裁規則39条1項。JCAAの事務所所在地は東京・横浜・名古屋・大阪・神戸にあります。

2) OECD Library, Government at a Glance 2019, Citizen satisfaction with public services and institutions (<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/9c62995d-en/index.html?itemId=/content/component/9c62995d-en>).

3) <https://jidrc.jp/>

10月号・11月号の「準拠法条項」は「準拠法条項」に訂正します。